

尾西サッカースクール（尾西 SS） 会員規約

（組織）

第一条 本会は、NPO 法人（特定非営利活動法人）VIF である。

（名称）

第二条 本会は、尾西少年サッカースクール（尾西 SS）と称する。

（目的）

第三条 本会は、少年少女の健全な精神と体力の向上を目指し、明るく朗らかで礼儀正しい少年少女の育成を目的とする。

（役員）

第四条 本会は次の役員を置く。

理事長 1 名 副理事長 2 名

理事 3 名 幹事 1 名

各カテゴリー役員 数名

（役員の任期）

第五条 役員の任期は 1 年とし、4 月に改選するが、再任を認める。

（総会の開催）

第六条 総会は年 1 回、理事長が決定した日に開催する。

（運営）

第七条 本会の会員の相互扶助により運営される。

（会費）

第八条 本会の会費は以下のとおりである。

- (1) 入会金 6000 円、月額 2000 円。（入会時に前払いとする）
- (2) 強化トレーニング（練習は週 2 回、自由参加）の参加費は、月額 4000 円前払いとする。
- (3) 臨時会費＝特別かかる費用がある場合（合宿・遠征）
- (4) 練習用ユニフォームは購入する。
- (5) 試合用ユニフォームは協会登録及び大会に参加する方は購入する。

（脱会）

第九条 脱会希望者は正式に脱会届（メールでもよい）が提出されて、受理した時点で脱会とする。

（脱会時会費の返金）

第十条 脱会時入会金は返金しないものとする。月会費（強化費含む）については、年間通して残月の半額を返金する。ただし 10 月までの脱会のみ

(会計)

第十一条 会計報告は、監査を受けた後、総会を持って報告する。

(会員の安全・保障)

第十二条 練習中及びグラウンドでのけがについては、応急処置はするが、その後においては保険の適応内に基づき対応する。

(規約の改正)

第十三条 規約の改正は、役員の審議の上、総会で承認を図る。

(付則)

第十四条 この会員規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。